

府中市マンションアドバイザー制度利用助成金交付要綱

令和4年3月10日

府中市要綱第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存するマンションの適正な維持管理及び円滑な再生を促進するため、マンションアドバイザー制度（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）の実施するマンション管理アドバイザー制度及びマンション建替え・改修アドバイザー制度をいう。以下同じ。）の利用に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分（同条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるものをいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 管理組合等 管理組合及び管理組合が組織されていないマンションにおいて、当該マンションの区分所有者が任意に構成する団体をいう。

(助成対象者等)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 同一年度内に同一の管理組合等に対して行う助成金の交付に係る上限回数（以下「助成上限回数」という。）は、別表第2の区分ごとに定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、センターに対しマンションアドバイザー制度の利用を申し込む前に、申請書に市長が必要と認める書類を

添えて、市長に助成金の交付に係る申請をしなければならない。

- 2 この要綱による助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えて得た額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、前項の規定による申請を行う際に当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、当該決定について、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第6条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（内容の変更）

第7条 助成決定者は、マンションアドバイザー制度の利用の内容に変更が生じた場合で、第5条の規定により決定された助成金の額に変更が生じるときは、申請書により、市長に申請をしなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、センターに対しマンションアドバイザー制度の利用変更の申込みを行う前までに行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、当該決定について、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

- 4 助成決定者は、マンションアドバイザー制度の利用の内容に変更が生じた場合で、第5条の規定により決定された助成金の額に変更が生じないときは、届出書により、市長に届け出なければならない。

（取りやめ）

第8条 助成決定者は、事情によりマンションアドバイザー制度の利用を取りや

めるときは、届出書により、市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第9条 助成決定者は、マンションアドバイザー制度の利用が完了したときは、報告書に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書等の提出は、第5条の規定による交付の決定の通知を受けた日の属する年度内に行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書を審査し、当該報告に係る内容が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、通知書により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、速やかに市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する交付請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第13条 助成決定者は、マンションアドバイザー制度の利用が完了した後に、消費税及び地方消費税の確定申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該消費税仕入控除税額に係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(助成の取消し)

第14条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、通知書により助成決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(延滞利子)

第15条 市長は、第13条第2項及び前条第3項の規定により助成金の返還を命じた場合において、助成決定者が当該命令に係る助成金を期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ、未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(様式)

第16条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年6月2日要綱第45号)

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

付 則 (令和6年3月6日要綱第14号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月31日要綱第66号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条)

コース		助成対象者	助成対象 経費	助成金 の額
マ ン シ ョ ン 管 理 ア ド バ イ ザ ー 制 度	A－1 (マンションの管理の ポイントの解説)	市内に存する マンションの 管理組合等 で、マンショ ン管理アドバ イザー制度を 利用するもの	マンション 管理アドバ イザー制度 の利用に伴 う派遣業務 に要する費 用	助成対象経費 の額
	A－2 (長期修繕計画標準様 式・作成ガイドライン活用の 手引きの解説)			
	A－3 (管理委託の仕方)			
	A－4 (計画修繕工事の進め 方)			
	A－5 (滞納管理費・修繕積 立金督促の仕方)			
	A－6 (管理組合の設立の仕 方)			
	B－1 (管理組合の設立、運 営、管理規約等に関するこ と。)			
	B－2 (管理費、修繕積立金 等の財務に関すること。)			
	B－3 (管理委託契約の契約 等に関すること。)			
	B－4 (修繕計画の作成や修 繕積立金等の設定に関する こと。)			
	B－5 ① (修繕工事検討段階 での相談に関すること (建物・ 設備等の劣化状況の調査・診 断、修繕工事の検討組織、修 繕工事の方式等))			

B－5②（修繕工事準備段階での相談に関すること（修繕工事の内容、業者選定の仕方、合意形成等））		
B－6（その他マンションの維持管理に関すること。）		
B－7（マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関すること（充電設備及び太陽光パネルの設置に関すること、利用料の徴収方法、管理規約等の改正に係る合意形成等））		
C－0（状況確認・課題整理、コース案内）	市内に存するマンション	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額
C－1（管理組合の設立・実体化に向けた体制整備に関すること。）	（建築後20年が経過しているものに限る。）の管理	
C－2（総会準備に向けた取組に関すること。）	組合等で、マ	
C－3（管理組合運営体制の整備に関すること。）	ンション管理	
C－4（管理規約の設定案又は改定案に関すること。）	アドバイザー	
C－5（管理費の設定案及び見直し案に関すること。）	制度を利用するもの	
C－6（修繕積立金の設定案に関すること。）		
C－7（長期修繕計画見直し案及び修繕積立金見直し案		

	に関すること。 C－8（大規模修繕工事計画案に関すること。） C－9（会計処理体制の整備に関すること。） C－オプション（総会立会等）			
マ ン シ ョ ン 建 替 え・ 改 修 ア ド バ イ ザ ー 制度	A－1（建替え入門（マンションの建替え等の円滑化に関する法律、税制、公的な支援等の説明）） A－2（老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明（マンションの建替えか修繕かの判断をするためのマニュアルの説明）） A－3（合意形成の進め方（マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの説明）） A－4（改修によるマンション再生（改修によるマンションの再生手法に関するマニュアルの説明）） A－オプション（マンション敷地売却制度の説明（マンション敷地売却制度の仕組みや公的な支援等の説明））	市内に存するマンションの管理組合等で、マンション建替え・改修アドバイザー制度を利用するもの	マンション建替え・改修アドバイザー制度の利用に伴う派遣業務に要する費用	助成対象経費の額

別表第2（第4条）

区分	助成上限回数
マンション管理アドバイザー制度のうちA－1からA－6まで及びB－1からB－7まで並びにマンション建替え・改修アドバイザー制度のうちA－1からA－4まで	合計して3回
マンション管理アドバイザー制度のうちC－0	1回
マンション管理アドバイザー制度のうちC－1からC－9まで	いずれか1回
マンション管理アドバイザー制度のうちC－オプション	1回

備考 マンション建替え・改修アドバイザー制度のうちA－オプションは、助成上限回数に含まないものとする。